

●中小・小規模事業者に向けた支援

	対象事業者	支援メニュー	支援内容	問い合わせ先
給付	売上が半分以下で家賃の支払いが苦しい	持続化給付金	中堅・中小・小規模 最大200万円 フリーランスを含む個人事業主 最大100万円	持続化給付金事業コールセンター ☎0120-115-570 ☎03-6831-0613 (IP電話 専用回線) 
助成	緊急事態措置による休業要請・協力依頼に応じた	感染症対策事業 継続支援金	休業要請中の一定期間(4月25日～5月6日)、休業が営業時間を短縮し、県内に事業所がある中小企業、個人事業主に1事業者当たり20万円	県産業政策課内県内企業ワンストップセンター☎027-226-2731 
	雇用を持続できない	雇用調整助成金	休業手当100%で雇用維持なら中小は都道府県の休業要請を受けた場合 最大10割助成 (上限日額8,330円)	群馬労働局☎027-210-5008 ハローワーク前橋☎027-290-2111 雇用調整助成金コールセンター☎0120-60-3999  
貸付	売上減で家賃の支払いが苦しいなど資金繰りが厳しい	実質無利子・無担保融資	3年間無利子、最長5年間元本据置	日本政策金融公庫☎0120-154-505 
			日本政策金融公庫などに加え、5月より地銀、信金、信組などでも利用可能。詳しくは日本政策金融公庫ホームページをご覧ください	経済産業省中小金融相談窓口☎0570-783183 民間金融☎0570-783183  
猶予・減免	売上減で税、社会保険料の支払いが苦しい	国税、地方税、社会保険料の納付猶予	売上が一定程度減少の場合、1年間、無担保かつ滞納金なしで猶予	国税については関東信越国税局☎048-615-3007 地方税については収納課☎027-898-6233 社会保険料については最寄りの年金事務所  
			来年度に限り、中小事業者などが所有する償却資産と事業用家屋の課税標準額において、今年2月から10月までの任意の3カ月間の売上が前年の同期間と比べて、30%以上50%未満減少している場合は2分の1、50%以上減少している場合は0に	資産税課☎027-898-6216(償却資産) ☎027-898-6218(家屋)

5月7日現在

定額給付金のご相談は **027-898-1192** まで
(市特別定額給付金専用ダイヤル)

●世帯や個人に向けた支援

	対象者	支援メニュー	支援内容	問い合わせ先
給付	全ての市民	特別定額給付金	1人当たり10万円 申請は郵送・マイナポータルで	詳しくは2ページをご覧ください
	子育て世帯	子育て世帯への 臨時特別給付金	子ども1人当たり1万円(申請不要)	子育て支援課☎027-220-5701
給付	休業などによる収入減で、離職や廃業と同等程度の状況で住居を失う恐れがある人	居住確保給付金	原則3カ月、最長9カ月(家賃相当額を支援)	まえばし生活自立相談センター☎027-898-6890 ☎027-898-6891 ☎027-898-6892 
	子どもの世話で個人契約の仕事ができなかった保護者	小学校休業等対応支援金	就業できなかった日について、1日当たり4,100円	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター☎0120-60-3999 
貸付	休業などで収入が減少し、緊急で一時的な生活維持のための貸し付けを必要とする世帯	緊急小口資金	最大20万円を無利子で貸付	まえばし生活自立相談センター☎027-898-6890 ☎027-898-6891 ☎027-898-6892 
	失業などで日常生活の維持が困難な世帯	総合支援資金		
猶予・減免	生活が苦しくて税、公共料金が払えない人	納税猶予、公共料金の支払猶予	国税・地方税、水道・電気・ガス・電話料金、NHK受信料などの各種公共料金の支払いを猶予	国税については関東信越国税局☎048-615-3007 地方税については収納課☎027-898-6233 国民健康保険課☎027-898-6250 水道については水道局お客様センター☎027-898-3300 